

輸送の安全確保に関する命令に係る改善措置の公表

令和 8 年 3 月 5 日付け九運海航第 100 号により「輸送の安全確保に関する命令」を受けました件について、弊社は本件を厳粛に受け止めて、原因の分析及び再発防止策を策定し、改善措置を実施しましたので公表致します。

1. 命令事項

船舶所有者は、船舶の堪航性又は人命の安全の保持に影響を及ぼすおそれがある船体等の損傷等が生じたときは、運航の用に供する前に船舶安全法第 5 条に基づき、必要に応じて臨時検査を受検すること。

○改善措置

船舶所有者(安全統括管理者、運航管理者)が、「高速船甕島、結 Line こしき」訪船、乗組員全員を対象に「再発防止会議」を行い、発航前検査(則 2 条の 2 第 1 号)(船舶安全法に基づく臨時検査を受検すること)を適切に行うことについて教育を行いました。

船舶安全法にかかる損傷等については、発航の前に発見不十分とならないよう十分な点検等を行い、必ず鹿児島運輸支局船舶検査官の臨時検査対象有無の確認を受け、臨時検査を要する場合は合格しなければならないことを周知、徹底しました。

2. 命令事項

安全統括管理者は、海上運送法第 19 条の 4 及び安全管理規程第 56 条に基づき、輸送の安全を確保するために講じた措置及び安全に関する情報について、最新の内容を適宜の方法で外部へ公表すること。

○改善措置

令和 8 年 1 月 9 日付、甕島商船株式会社：公式ホームページに安全情報の掲載を行いました。また、更新事項等がある場合は、速やかに更新することとします。

3. 命令事項

経営トップは、事案の再発防止に向けて、安全管理規程第 4 条に基づき、船舶安全法をはじめ、関係法令及び安全管理規程の遵守について、主体的に関与し、安全管理体制を構築すること。

○改善措置

令和 7 年 6 月 20 日、経営トップ命を受け(安全統括管理者、運航管理者)が、「高速船甕島、結 Line こしき」訪船、乗組員全員を対象に、船舶安全法の遵守と安全最優先の原則の徹底について教育を行い、今後は定期的に「安全委員会」を開催します。

4. 命令事項

経営トップは、安全管理規程第 7 条に基づき、安全重点施策を毎年、進捗状況を把握するなどして見直しを行うこと。

○改善措置

経営トップより安全方針、安全重点施策の提示を受け(安全統括管理者、運航管理者、運航管理補助者)が、「高速船甕島、結 Line こしきの安全担当者」の意見聴取見直しを行いました。

また、「安全委員会」開催時、安全方針、安全重点施策の進捗状況等確認を行い、PDCA に基づいて毎年見直しを行います。

5. 命令事項

安全統括管理者は、安全管理規程第 17 条に基づき、海上運送法をはじめ、関係法令の遵守と安全最優先の原則を職員及び乗組員に徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。

○改善措置

令和 7 年 6 月 20 日、(安全統括管理者、運航管理者)が、「高速船甕島、結 Line こしき」訪船、乗組員全員を対象に、船舶安全法及び安全管理規程の遵守と安全最優先の原則の徹底について教育を行いました。

6. 命令事項

運航管理者は、安全管理規程第 18 条に基づき、船舶の運航管理その他輸送の安全の確保に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にして、その実施の確保を図ること。

○改善措置

運航管理者は、船舶安全法及び安全管理規程に関する連絡体制の徹底について再認識を行いました。運航管理者の責任と役割を確実に果たすことができるよう、専任資格の取得を推進し複数の選任体制の再構築を行います。

7. 命令事項

船長は、安全管理規程第 24 条に基づき、適宜、運航の可否判断を行い、気象・海象が一定の基準に達したと認められるとき又は達するおそれがあると認められるときは、運航中止の措置をとること。

○改善措置

安全統括管理者、運航管理者が、「高速船甕島、結 Line こしき」訪船、船長及び(船長代務職)全員を対象に、船舶安全法及び安全管理規程遵守及び運航の可否判断の徹底についてまた、各港の風速計情報を船長と運航管理者、運航管理補助者が共有しリアルタイムに運航の可否判断を行います。

8. 命令事項

安全統括管理者は、安全管理規程第 38 条に基づき、全ての当直の前にアルコール検知器を用いたアルコール検査体制を確実に構築すること。

○改善措置

船舶所有者(安全統括管理者、運航管理者)が、「高速船甕島、結 Line こしき」訪船、乗組員全員を対象に「再発防止会議」を行い、休息後全ての航海当直開始前に酒気帯びの有無の確認を確実にを行うことについて教育を行い、記録を残すようにしました。

9. 命令事項

船長は、安全管理規程第 40 条に基づき、船舶の点検整備を確実にを行うこと。

○改善措置

安全統括管理者、運航管理者が、「高速船甕島、結 Line こしき」訪船、船長及び船長代務職全員を対象に、船舶安全法の遵守と発航前点検の確実な実施等また、海難事故発生後等については、停船等を行い鹿児島運輸支局検査官に報告、適切な臨時検査の有無等の確認を行い、安全最優先の原則の徹底について教育を行いました。

10. 命令事項

運航管理者及び船長は、安全管理規程第 43 条、48 条及び事故処理基準第 4 条に基づいた連絡体制を構築し、海難その他の事故が発生した場合は確実に連絡・報告を行うこと。

○改善措置

安全統括管理者、運航管理者が、「高速船甕島、結 Line こしき」訪船、船長及び船長代務職全員を対象に、船舶安全法の遵守と事故処理基準の連絡体制による確実な実施等、安全最優先の原則の徹底について教育を行いました、令和 8 年 3 月 27 日：鹿児島運輸支局、串木野海上保安部への「連絡体制訓練」を実施しました。今後は定期的・継続的に訓練・教育を実施し記録する体制を構築しました。

11. 命令事項

内部監査を行う者は、安全管理規程第 54 条に基づき、経営トップの支援を得て、関係者とともに、年 1 回以上、船舶及び陸上施設の状況並びに安全管理規程の遵守状況等に対する内部監査を実施し、その内容を記録すること。

○改善措置

経営トップ、安全統括管理者、運航管理者、各船長「高速船甕島、結 Line こしき」の内部監査を年 1 回行い、重大事故等が発生した場合はその都度、適宜必要な内部監査を実施し、記録の作成を行うようにします。